

# みんなで支える森林づくり大北地域会議設置要綱（改正案）

## （設置目的）

第1 森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための森林づくりを進めるとともに、森林資源の利用及び活用による継続的な森林づくりを推進するため、大北地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策及び森林づくり指針に関する事項について、地域住民の代表等から意見をいただくことを目的として、みんなで支える森林づくり大北地域会議（以下「地域会議」という。）を設置する。

## （所掌事項）

第2 地域会議は、大北地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方や毎年度の事業内容及び目標、事業実施後の成果の検証及び評価、及び森林づくり指針に関する事項についての検討等を行い、必要に応じ北アルプス地域振興局長（以下「局長」という。）に提言を提出する。

## （委員）

第3 地域会議は、局長が委嘱する委員をもって構成する。

2 局長は、当該年度事業の内容により、必要と認められる場合は、委員の追加委嘱を行うことが出来るものとする。

3 委員の任期は、委嘱の日から3年以内とし、補欠及び追加委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## —（組織）—

~~第4 地域会議に、座長及び座長代理をそれぞれ1名置く。~~

~~2 座長は、委員の互選によって決定し、地域会議の会務を総括する。~~

~~3 座長代理は、委員のうちから座長の指名によって決定し、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。~~

## （会議）

~~第4-5 地域会議の会議（以下「会議」という。）は、局長が招集する。~~

~~2 会議の議長は、座長をもって充てる。~~

会議の進行役は、地域振興局林務課職員があたるものとする。

3 座長は、必要と認めるときは関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

進行役は、委員の了承を得たうえで、

## （事務局）

~~第5-6 地域会議の事務は、北アルプス地域振興局林務課において処理するものとする。~~

## （その他）

~~第6-7 この要綱に定めるもののほか、地域会議の運営に関し必要な事項は別に定める。~~

# みんなで支える森林づくり大北地域会議設置要綱（改正後全文）

## （設置目的）

第1 森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための森林づくりを進めるとともに、森林資源の利用及び活用による継続的な森林づくりを推進するため、大北地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策及び森林づくり指針に関する事項について、地域住民の代表等から意見をいただくことを目的として、みんなで支える森林づくり大北地域会議（以下「地域会議」という。）を設置する。

## （所掌事項）

第2 地域会議は、大北地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方や毎年度の事業内容及び目標、事業実施後の成果の検証及び評価、及び森林づくり指針に関する事項についての検討等を行い、必要に応じ北アルプス地域振興局長（以下「局長」という。）に提言を提出する。

## （委員）

第3 地域会議は、局長が委嘱する委員をもって構成する。

2 局長は、当該年度事業の内容により、必要と認められる場合は、委員の追加委嘱を行うことが出来るものとする。

3 委員の任期は、委嘱の日から3年以内とし、補欠及び追加委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## （会議）

第4 地域会議の会議（以下「会議」という。）は、局長が招集する。

2 会議の進行役は、地域振興局林務課職員があたるものとする。

3 進行役は、委員の了承を得たうえで、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

## （事務局）

第5 地域会議の事務は、北アルプス地域振興局林務課において処理するものとする。

## （その他）

第6 この要綱に定めるもののほか、地域会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

## 付 則

1 この要綱は、令和元年6月 日 から施行する。